

## 佐賀県駅を活用した地域活性化サポート事業費補助金募集要項

### 1 事業の目的及び概要

#### (1) 事業目的

市町及びC S Oが実施する、県内の無人駅の駅舎等を活用した自発の地域づくりの取組及び安心・安全な駅づくりを目的とした取組に支援を行い、駅及び駅周辺の活性化を図ることを目的とする。

#### (2) 事業概要

事業目的に沿った計画を応募者自身が県に対して書類による応募申請を行い、駅舎等を活用した自発の地域づくり及び安心・安全な駅づくりに資するものについては、佐賀県駅を活用した地域活性化サポート事業において、予算の範囲内でその計画の実施に要する経費の一部を補助するものとする。

### 2 対象事業

対象事業は、以下の要件をすべて満たす事業とする。

なお、応募可能な件数は、1団体あたり1駅につき1件とする。

(1) 駅及び駅周辺の活性化又は安心・安全な駅づくりを目的とするもの

(2) 市町が直接若しくはC S Oへの助成を通じて実施するもの又はC S Oが直接実施するもの

### 3 補助対象地域・補助申請団体・補助率（補助額）

(1) 補助金の対象駅・申請団体・補助率（補助額）は、次の表のとおりとする。

ただし、C S Oについては、佐賀県内に主たる事務所を有する団体に限る。

なお、国、県及びこれらの外郭団体などの補助事業に当該補助金を充当することはできない。

補助対象駅	補助申請団体	補助率（補助額）
佐賀県駅を活用した地域活性化サポート事業費補助金交付要綱において定義する無人駅	市町又はC S O	①市町の場合 2分の1（2,000千円を補助上限額とする） ②C S Oの場合 3分の2（2,000千円を補助上限額とする）

(2) 次に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。

ア 特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの

イ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの

ウ 補助事業者の人件費（鉄道事業者からの委託に関連する改札案内、清掃及び販売等駅務業務にかかる人件費を除く）、食糧費及び内部の者に対する謝金等

エ 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの

オ 既に実施している事業において、この補助金を受けることにより単に財源の付け替えに該当するものと知事が認めるもの

カ その他知事が不相当と認めるもの

#### 4 応募資格要件

本事業に応募できる者は、市町又は CSO であって次の要件の全てを満たす団体とする。  
なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 自己又は団体の構成員等が、次の各号のいずれにも該当しない者。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではない者。

#### 5 応募の手続き、スケジュール等

##### (1) 募集期間、提出書類、提出部数

###### ア 募集期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 12 月 13 日（金） 17:00

※県への提出期限

※予算の上限に達し次第、前倒しで募集終了となります。

###### イ 提出書類

- ・応募申請書（別紙 1）
- ・事業計画書及び収支計画書（別紙 2-1 又は 2-2）
- ・申請者の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面（法人にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面）
- ・事業実施団体の定款等設置にかかる規程の写し
- ・団体の構成員の一覧（役職名及び氏名が分かるもの）

###### ウ 提出部数

1 部（提出された書類は返却しません）

##### (2) 書類の提出方法

郵便、電子メール、持参のいずれかの方法により、(3) の提出先に提出すること

##### (3) 書類の提出先

###### ア 一つの市町で事業を行う場合

当該市町の担当部署（別紙県内各市町担当課一覧）

###### イ 複数の市町で事業を行う場合

佐賀県さが創生推進課 自発の地域づくり担当

(4) 問合せ先

佐賀県 地域交流部 さが創生推進課 自発の地域づくり担当 (佐賀県庁新館 7階南)  
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号  
E-mail : [sagasousei@pref.saga.lg.jp](mailto:sagasousei@pref.saga.lg.jp)  
電話 : 0952-25-7505 (直通)

6 その他

(1) 提案事業の審査

応募された事業は、都度審査会を開催し、補助対象事業を選定する。事業の内容について、3つの評価項目 (①補助事業の趣旨の理解度、②事業の効果、③実現可能性) により総合的に審査を行う。

(2) 採択結果の通知

採択結果については、審査会後に応募者あてに通知する。

なお、採択者は、佐賀県駅を活用した地域活性化サポート事業費補助金交付要綱等に基づき、別途、交付申請の手続きを行う必要がある。

(3) 費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。